

日 時：令和7年1月23日（木）午後1時30分～

会 場：船橋市職員研修所5階 501研修室

出席者：

(1) 委員

土居良康委員（委員長）、山口定之委員（副委員長）、結城康博委員、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員

(2) 市職員

福祉サービス部長、高齢者福祉部長、高齢者福祉課長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

(3) 事務局

指導監査課職員（8名）

欠席者：根本明子委員

公開区分：公開

傍聴者：0名

決定事項：

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定に係る報告

…決定事項なし（委員会にて報告）

特記事項：なし

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

○事務局（指導監査課）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、令和6年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

続きまして、配布資料の確認をいたします。

「席次表」及び「委員名簿」を、事前送付した資料とは別に本日お配りしております。不足のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議について、全体の流れを説明いたします。

先に開催する地域密着型サービス運営委員会では青色のインデックスの資料を使用し、その後の地域包括支援センター運営協議会では赤色のインデックスの資料を使用します。地域密着型サービス運営委員会は指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとのご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、挙手していただき、マイクは事務局よりお渡しいたします。また、お手数でございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例により公開することになっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。また、会議録等につきましても公開することになっております。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条に基づき、委員長が議長となり、議事を整理することになっております。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長

ただ今より、令和6年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。

それでは、議題にそって審議を進めていきたいと思っております。資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明してください。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料1「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。お手元の資料、青いインデックスの1の1ページをご覧ください。地域密着型通所介護の指定になります。それでは、案件の説明に移ります。

事業所の名称は「デイサービスそら」です。運営を行いますのは、田喜野井に本拠を有し、合同会社龍空（りゅうく）です。同法人が他に市内で運営している事業所はありません。

資料2ページ目をご覧ください。事業所は1単位で運営を行い、利用定員は7名です。事業所所在地は田喜野井1-42-7です。圏域は東部地区で、場所は津田沼駅から東北東に約1.5kmほどの距離です。サービス提供時間は9:15～16:30となっています。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。中央の下側から中央右側にかけて、平面図上で作業室となっている所が食堂を兼ねた機能訓練室になります。

次に4、5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは本件について皆様、質問、ご意見がございましたらお願いします。

○委員長

ご意見ないでしょうか。皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものといたします。

続きまして、資料2「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料2「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」についてご説明させていただきます。お手元の資料、青いインデックスの2の1ページをご覧ください。まず、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等についてのご報告でございます。

2ページをご覧ください。1、地域密着型サービス事業所指定一覧、「①市内事業所」の「グループホームつどい「古和釜」とその次の「グループホームつどい「松が丘」」についてご説明致します。

こちらの事業所につきましては、いずれも既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所ではありましたが、運営法人の変更があったため、令和6年10月1日付で改めて新規指定をいたしました。

続いて「だんらんの家大穴北」についてご説明致します。こちらの事業所につきましては、既に指定を受けて船橋市内で地域密着型サービスを提供している事業所ではありましたが、運営法人の変更があったため、令和6年11月1日付で改めて新規指定をいたしました。

なお、以上3事業所のサービス提供体制等には特に変更がなく、利用者へのサービス提供には支障がないことを確認の上で指定しております。

続いて、「②市外事業所」の「ドットステイ市原姉崎（看護小規模多機能）」についてご説明致します。

当該事業所については、市外事業所でございますが、船橋市被保険者の居宅状況等が、「船橋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る同意及び他市町村からの転入者に係る取扱指針第3条第4号その他市長が特に必要であると認める場合」に該当すると判断し、指定したものでございます。

こちらの経緯ですが、千葉市所在の住宅型有料老人ホームにおいて、職員が一斉退職し、施設運営が継続できない状況となったため、入居者の方の受け入れ先を千葉市で緊急に調整することがございました。その中で1名、船橋市の介護保険の被保険者の方がおり、こちらの事業所で一時的に受け入れを行ったものです。

続きまして、2、地域密着型サービス事業所指定更新一覧についてご説明致します。事業所の指定は、介護保険法第七十条の二により、6年ごとに更新が必要となっております。そのため、記載のある市内5事業所について、指定の更新を行いました。

3ページをご覧ください。3、地域密着型サービス事業所廃止一覧についてご説明致します。前回の報告以降において、記載のある市内7事業所及び市外2事業所について廃止を行いました。

なお、①市内事業所のうち、6番目の「セントケア大神宮下」については、要支援1・2の認定の方を対象とする「介護予防認知症対応型通所介護」のみの廃止で、要介護1～5の認定の方を対象とする「認知症対応型通所介護」は継続しております。

報告については以上でございます。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長

それでは本件について皆様、質問、ご意見がございましたらお願いします。

○委員長

皆様よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」を受けたものといたします。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○事務局（指導監査課）

今回の開催につきましては、5月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上です。委員長よろしく願いいたします。

○委員長

その他、何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようなので、以上をもちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了します。